

議案第82号

磐田市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年1月25日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市部設置条例の一部を改正する条例

磐田市部設置条例（平成17年磐田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

### 第3条中

- 「 (6) 情報化に関する事項  
(7) 契約及び工事の検査に関する事項  
(8) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する事項 を  
(9) 他の部の主管に属しない事項 」
- 「 (6) 契約及び工事の検査に関する事項  
(7) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する事項 に、  
(8) 他の部の主管に属しない事項 」
- 「 (4) 広報及び広聴に関する事項  
(5) 市民相談に関する事項  
(6) 財政に関する事項 を  
(7) 貢産管理に関する事項  
(8) 税務に関する事項 」
- 「 (4) 情報化に関する事項  
(5) 広報及び広聴に関する事項  
(6) 市民相談に関する事項 に改める。  
(7) 財政に関する事項  
(8) 貢産管理に関する事項  
(9) 税務に関する事項 」

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

磐田市部設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(5) 略</li> <li><u>(6) 情報化に関する事項</u></li> <li><u>(7) 契約及び工事の検査に関する事項</u></li> <li><u>(8) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する事項</u></li> <li><u>(9) 他の部の主管に属しない事項</u></li> </ul> <p>企画部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(3) 略</li> <li>(追加)</li> <li><u>(4) 広報及び広聴に関する事項</u></li> <li><u>(5) 市民相談に関する事項</u></li> <li><u>(6) 財政に関する事項</u></li> <li><u>(7) 財産管理に関する事項</u></li> <li><u>(8) 税務に関する事項</u></li> </ul> <p>自治市民部～危機管理課 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(5) 略</li> <li>(削除)</li> <li><u>(6) 契約及び工事の検査に関する事項</u></li> <li><u>(7) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する事項</u></li> <li><u>(8) 他の部の主管に属しない事項</u></li> </ul> <p>企画部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(3) 略</li> <li><u>(4) 情報化に関する事項</u></li> <li><u>(5) 広報及び広聴に関する事項</u></li> <li><u>(6) 市民相談に関する事項</u></li> <li><u>(7) 財政に関する事項</u></li> <li><u>(8) 財産管理に関する事項</u></li> <li><u>(9) 税務に関する事項</u></li> </ul> <p>自治市民部～危機管理課 略</p>